

◎31 番（坂本茂雄君） 県民の会の坂本でございます。県民の会を代表いたしまして、順次、質問させていただきます。

これまでのお二人の質疑でも、少子化対策などについて議論がされましたので重複する部分があるかもしれませんが、お許しいたいて、質問をさせていただきますと思います。

まず、地方創生と人口減少対策についてであります。

知事は、人口減少問題を県政の最重要課題と位置づけ、若者の所得向上や共働き・共育ての推進といった一連の施策を抜本強化し、その克服に向けて粘り強く取り組むとの決意を示されています。

そして、来年度は、社会増減と自然増減の改善に向けて、1つ目は若者の所得向上の推進、2つ目は移住・定住対策の充実、3つ目は多様な出会いの機会の拡充、4つ目は共働き・共育てのさらなる推進という4つの方向性で施策を強化するとされています。

出ていく若者、帰ってこない若者が悪いのではなく、そして、何より若年女性の課題だけではなく、女性が暮らしやすく、働きやすく、子育てしやすいことは、男性にとっても同様であります。

しかし、出生数が72万988人で、9年連続で過去最少と、今朝の報道がありました。出生数が減少し続ける要因は、複雑に絡み合い、子供を産む女性の数の減少に加え、未婚化や晩婚化、経済的要因、キャリアとの両立などのため、子供を持たない選択をする人もおられるわけです。結婚したら子供を持つべきだという意識も低くなっており、国立社会保障・人口問題研究所の21年調査によりますと、そうした意識を持つ未婚女性は37%と、前回調査の6年前から30ポイント減少し、男性は55%で20ポイント減少しています。

そこには、出産や育児によって不利な状況に追い込まれる子育てペナルティーも女性に偏っているという、東京大学山口慎太郎教授らの大手製造業の企業を対象にした調査結果も出されています。この調査では、子供がいる女性と子供がいない女性を比べると、子供がいる女性は10年間平均で賃金が46%下がり、男性の場合は8%上昇し、男女間の差は子供がいない場合は12から13%程度ですが、子供が生まれると10年後には47%ほどに拡大するという実態があるとのことでした。

だとしたら、そのような高知県にならないために、何が必要であるかを問うことから始まるのではないかとの思いで、質問させていただきます。

まず、人口減少対策として、若者の転出超過の抑制についてです。

若者の所得向上の推進を図るため、正規雇用の拡大、生産性の向上、1次産業の法人化の推進、女性活躍の環境づくりの推進、県内各地に働く場を創出するさまざまな企業誘致の推進、企業や新事業展開の促進によって推進するとされています。

それぞれの課題を推進することで、トータルで若者の所得向上の推進につながるのかとは思いますが、高知県では、若者に働いてもらうための県内企業の雇用環境の改善について、どのように取り組んでいかれるのか、まず、知事にお聞きします。

都市部の所得の高さが転出超過の要素の1つではあるかと思いますが、一方で、高知県で暮らすことのメリットについて、高知県の移住ガイドブックには、世帯における東京、大阪との収支比較などがされています。比較によって、都市部では収入は確かに多いかもしれないが、それだけ支出も多くなる傾向にあり、収支の比較をすることで、高知県での生活を優先する場合もあるのではないかと思います。

そこで、若者世代でも転出先となる東京や大阪などとの家計比較を行ってみる必要があるのではないかと思います、人口減少・中山間担当理事にお聞きします。

また、高知県が所得向上面で、独自の取り組みで都市部に肩を並べるのは困難な面があるかと思われます。そのような中で、地域別最低賃金では、都市と地方での格差が大きくなるばかりであり、地方の最低賃金を大幅に引き上げて、地域間格差を縮小させることが必要であろうかと思えます。

そのための財源こそ、2020年代に最低賃金時給1,500円を掲げ、東京一極集中の解消を図ろうとする石破政権の課題になってくるのではないかと思います、まずは、地域間格差解消のためにも、全国一律最低賃金制度にすることから始まるのではないかと考えますが、知事に御所見をお聞きします。

特に、県が求めるように、若年女性に県内にとどまってもらうか、一旦転出しても県内に戻ってもらうためには、県内で働き続けられる雇用の場として、求められる職場と重点的に進めるべき対策について、人口減少・中山間担当理事にお聞きします。

県は、隗より始めよということで、県庁内の男性育休取得を始め、共働き・共育てに力を入れてこられました、非正規雇用労働者の正規化や、所得の引き上げに向けた取り組みを一層強化するということも、隗より始める必要があるのではないのでしょうか。

会計年度任用職員という非常勤職でも必要とされる専門的職種の正規化、また、全国下位の正規職員の給与状況を改善する必要があると思いますが、知事にお聞きします。

そして、正規雇用をふやし、働きやすい職場環境の公務職場を拡大することによって、採用辞退者が多い傾向にある若年層の働く場としての選択肢ともなるのでは

ないかと考えますが、今朝の明神議員への答弁の中でも知事は触れられておりましたが、あわせてお聞きします。

次に、高知県元気な未来創造戦略の「政策実現に向けた条件整備の1」として、固定的な性別役割分担意識の解消が掲げられ、これまでも強調されてこられました。そのための共働き・共育ての施策だけでなく、ジェンダーギャップの解消まで踏み込んだ取り組みが必要ではないかということについて、お聞きします。

これも、今朝の朝日新聞「8がけ社会」の記事にありましたが、昨年、全国744の自治体で、2020年から50年までに20から39歳の女性人口が半数以下に減り、いずれ消滅する可能性があるとの分析を発表した、人口戦略会議で分析に携わった板東久美子・元消費者庁長官は、「地方の場合、ジェンダーバイアス、偏見がネックになって、人口流出がいろいろなところで見られる」と指摘されています。

また、明神議員も午前の質問で紹介されていました、岐阜県の十六銀行グループのシンクタンクである十六総合研究所は、提言書で、「女子」に選ばれる地方として、クリエイティブ産業の視点もあるが、「地方からジェンダーギャップの解消を目指せ」と掲げ、若い女性が地方から都会へ流出するのは、都会に比べて地方のジェンダーギャップがより大きく、地方は多様な女性を地域づくりから排除しているためだと指摘しています。

そして、独自で、若者回復率などを示し、豊岡メソッドによるジェンダー平等の施策を推進する兵庫県豊岡市などに見られるように、全国的に人口減少が激しい地域は、ジェンダーギャップ問題への危機感が大変強まっており、高齢者も変わらなければという意識を持ち、女性参画を進めています。

高知県のジェンダーギャップ指数は決して全国順位では悪い方ではありませんが、本県ももう一步踏み込んだ取り組みをしてもいいのではないかと、知事にその決意を聞くとともに、県内自治体において、市町村版ジェンダーギャップ指数を作成するなど現状を把握してみることも必要ではないか、お聞きします。

次に、中山間地域の持続的な発展に向けた取り組みと4Sプロジェクトについて、お聞きします。

県中山間地域活性化アドバイザーで、県中山間地域再興ビジョン推進委員会委員長の明治大学小田切徳美教授は、高知新聞のインタビューに答えて、「地域住民、移住者、関係人口、企業、大学など、いろいろなプレーヤーがごちゃ混ぜになり、人口は減っても人材がふえるのが、にぎやかな過疎の本質だ。人材が人材を、仕事が仕事を呼び込む好循環が始まり、人口再生産力が回復する状況になると思う」と、にぎやかな過疎について、述べられています。

また、にぎやかな過疎の事例として、私たち下知地区も以前から防災で交流のあ

る徳島県美波町が、「高齢化率が45%を超す美波町では、今後も人口減少局面が続くことが予想されている。こうした厳しい現実にしっかりと向き合いながら、人口減少の進む町であっても、内外から人が集い、開業や企業が相次ぐ、にぎやかな町を、関係者一丸となって目指す」ことを宣言されています。

本県でも、大川村で見られるように、結果として、にぎやかな過疎を実現している地域には、かぎ括弧つきではありますが、「ベビーブーム」と言われるような現象が生じていると、小田切先生は著書で紹介されています。

徳島県美波町や山形県小国町等が目指している、にぎやかな過疎を、本県でどのように具体化していくのか、人口減少・中山間担当理事にお聞きします。

県は、総人口の減少が続くこと自体は避けられず、あらゆる分野における担い手不足がますます深刻化し、公共サービスでさえ、その維持が困難になることが危惧される状況にうまく適応し、効率的で持続可能な社会と県民生活の質の向上を図ることを目指して、賢く縮む、4Sプロジェクトの取り組みを推進されようとしています。

人口減少による全体としての規模縮小は避けられないにしても、複数の事業体が集合して規模の利益を追求し、真に必要なサービスはむしろ伸ばし、充実させていく一方で、無駄や重複する部分を省き、あるいは簡素な手法にかえる形で縮小していく、とされています。

しかし、消防広域化や周産期医療体制の確保、県立高校の振興と再編、地域公共交通の確保など、プロジェクトで掲げられた公共サービスは、県民の身近なところにこそ必要とされるものばかりです。

縮小に賢くがついたとしても、縮小の危機にさらされ続けてきた中山間地の県民にとっては、身近なところで、真に必要なサービスの充実につながるのか、また、縮小することによって、公共サービスが届かなくなる地域での集落畳みの加速化につながるなどの不安を禁じ得ないのではないかと思われます。

知事は、午前中、明神議員への答弁で、自治体のあり方についての考え方を述べられました。小規模自治体を住民自治の拠点とするなど、そのあり方自体を県民がどのように受けとめられるか、まず、問われなければならないと思います。その上で、中山間地を始めとした過疎の地域に住まう県民の皆さんに、どのように共感してもらい、前進につなげていくつもりなのか、知事にお聞きします。

次に、消防広域化のあり方について、お聞きしますが、先ほど、はた議員がこの課題についても質問されて、重複する部分もあるかと思いますが、よろしくお願ひ申し上げます。

知事は、提案説明で、「人口減少が進行する中で、地域に必要な消防力を将来に

わたくし確保するためには、県内の常備消防組織を一本化することが最も有効」と述べられましたが、県民や現場の最前線で消防・救急・救助の任務に当たる消防職員や関係者の皆さんは、そのように考えていると思われているのでしょうか。

むしろ、高齢化の進展に伴う救急需要の高まりや大規模災害の激甚化・頻発化、感染症拡大などに対してより身近なところで対応していくことなどの体制が、県一元化によって、現場から遠ざかり、現場の消防力を後退させるのではないかと懸念されています。

その一元化の背景として、人口減少社会の中で、財源が確保できないことによるものであれば、まさに救急需要の高まりや大規模災害の激甚化・頻発化などに対応できるような体制をきめ細かく充実させるためへの国の政策転換こそが必要ではないかと思えます。

さらに、先ほどの議員への答弁でも、114人の余剰人員を配置できたとする奈良県広域消防のことにつきましては、9月定例会でも指摘しましたように、面積は高知県の2分の1、県人口の35%が、検討が始まってから2年で離脱した、この奈良県の広域化は、県一元化とはなっていないものです。なぜ、高知県が、全国初の成果を上げなければならないのか、理解に苦しんでいます。

そのことを前提に、順次、お聞きします。

県は、4Sプロジェクトの最優先事業として、高知県消防広域化基本構想案を年度内の構想決定に向けて、パブリックコメントなどで出された意見への対応の取りまとめを行っているとのことですが、骨子案に対するパブリックコメントは、何通あり、その内容の傾向はどのようなものだったのか、危機管理部長にお聞きします。

消防広域化のあり方をどのように考え、人口減少に伴う財源制約、消防サービスの需要増大、県内消防本部の状況、課題解決に向けた今後の方向性から、広域化を目指そうとしていますが、その際のメリットとデメリットを示し、デメリットとなる課題をどう解決していくのか、知事にお伺いします。

来年度発足させる、消防広域化基本計画あり方検討委員会で、基本構想をもとにさらに議論を深めるなど、市町村や消防本部とともに消防広域化に向けた基本計画の策定を目指すとされていますが、これも先ほどの答弁で、ヒアリング対象とするとされていましたが、継続的に意見反映してもらうためにも、その構成員に、高知県消防職員協議会の代表も入れるべきではないか、危機管理部長にお聞きします。

この基本構想案の新体制への移行スケジュール案では、令和10年度を目途に県と市町村からなる広域連合を設立し、各消防本部の総務や通信指令といった間接部門の集約に加え、人事・給与制度の統一などを段階的に進めるとの方針を盛り込むことになっています。

しかし、新体制への移行スケジュール案における消防指令業務の集約や給与制度、勤務体制等の職員の処遇の統一の具体が確認されないままに、広域連合高知県消防局の発足は可能と考えられているのか、危機管理部長にお聞きします。

現在の市町村消防では、市町村の防災部署と消防本部が直接的に密接な関係にあります。消防が広域連合になることによって、別の指揮命令系統下になり、関係性が疎遠になったりする弊害は生じないのか、危機管理部長にお聞きします。

消防指令システムの一元化コストとして、高知市・土佐市の場合でも、約 14 億円かかったと言われていますが、県下の一元化によるコストはどれほどに想定され、何年ごとの更新が想定されているか、危機管理部長にお聞きします。

今、秋田県では、県内 13 消防本部の広域化に向けた基本的な方針を定める新たな県消防広域化推進計画の素案を示し、消防指令の全県一本化について、令和 18 年度の実現を目指すことを明記しています。

本部の統合については、将来的な全県 1 区の広域化に向け、協議中の一部地域を優先的に支援するなど段階的に進めるとしています。

高知県の場合、令和 10 年に広域連合高知県消防局を発足させ、完全一本化完成は令和 15 年となっています。本県でも、ぜひ秋田のように十分慎重に議論していただきたいと考えますが、移行案のスケジュールありきなのか、変更もあるのか、知事にお聞きします。

4 S プロジェクトの消防広域化における、真に必要なサービスを充実させる欄に、消火・救急・救助などの現場力の強化とされていますが、県一の広域化でそのことが見通せるのか、知事にお伺いいたします。

次に、南海トラフ地震対策について、であります。

今年、阪神淡路大震災から 30 年ということで、改めて、阪神淡路大震災の教訓を今の災害対策にどのように生かしていくのか、そして、1 年たっても復興の兆しが見えない能登半島地震の教訓の全容を明らかにしていかなければなりません。

そこで、阪神淡路大震災以来、それぞれの大災害で被災者と向き合っ、災害の課題を明らかにしてこられた室崎益輝神戸大学名誉教授が、大震災 30 年目の検証をされていたので、引用させていただきたいと思います。

まず、能登半島地震からの問いかけとして、直接死を上回る関連死対策の強化や復興過程におけるコミュニティの継続、そして、孤立無援へのケアの強化、官民協働体制の再構築、防災意識啓発の抜本的強化、減災や救済の制度の変革など、多様な視点での問いかけをされています。

そして、阪神淡路大震災 30 年の教訓は「復興では、プロセスが何よりも大切であり、地域主導と参画協働が求められ、プロセスとともにビジョンが大切であり、

ビジョンとしては創造的復興と人間的復興が目指される」こと、さらに、「減災や復興にかかわる社会的なソフトインフラとして、復興基盤と支援制度の大切さ」が挙げられ、「復興の推進役あるいは調整役として必要な復興協議組織や中間支援組織など組織インフラが必要」であることなどの教訓を生かしたいとされています。

本県でも、改めて、策定中の第6期南海トラフ地震対策行動計画に、その視点を生かしてもらいたいとの思いで、順次、質問させていただきます。

まず、これは、直接、行動計画と関係ありませんが、本県の災害復興に臨む姿勢の課題として、お伺いします。

1月27日付、毎日新聞に、災害で住宅が全壊した世帯に最大で300万円を支給することなどを定めた被災者生活再建支援法について、全都道府県の知事を対象に実施したアンケート結果が公表されていました。

結果として、青森県や徳島県など26道府県の知事が300万円では「不十分」と答え、本県など18県の知事が「どちらでもない」と答え、大規模半壊の世帯で最大250万円、中規模半壊で最大100万円という支給額の引き上げについて、本県は「現行のままでよい」とされていました。

住宅の再建に当たり、能登半島地震の被災地では、もう少し支援があればという声もある中、行政による公助を充実させた方がいいと考える知事が多い中、本県は財政状況を考慮しての消極姿勢と思われるが、国への働きかけはもちろん、被災県民のことを考えたら、国難級の災害にどう向き合うのか、県民に寄り添った姿勢で対応すべきではないか、知事にお伺いします。

次に、受援力向上を掲げてきた、県の姿勢について、お聞きします。

本県は、県内の対応能力だけで処理し切れないので、受援力の向上に力を入れて、あらゆる団体と連携協定を結んでこられました。

最近では、医療関係の協定が多くなっていますが、私たちが地域防災活動を行っている下知地区でも、日ごろから顔の見える訓練支援をしてくださってきた空飛ぶ捜索医療団”ARROWS”を運営する特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパンと県は、昨年11月に、災害等緊急時における連携協力に関する協定も結ばれました。

このような団体とも、災害が起きたときに初めて顔を合わす関係ではなく、事前の訓練を始め多様な取り組みで、相手をリスペクトした顔の見える信頼関係を築いておくことが大事であると思われれます。

その意味でも、昨年の9月定例会で質問した、災害中間支援組織なども早く立ち上げるとともに、構成する社協や行政機関、NPO等が、平時から顔の見える信頼関係を築いておくことが必要です。

行動計画案 143 ページに、「各市町村における災害ボランティアセンターの円滑な設置、運営及びNPO等との連携強化」とありますが、災害中間支援組織の検討状況や今後の見通しについて、子ども・福祉政策部長にお聞きします。

総務省は、南海トラフ地震が発生した際に、大きな被害が想定される太平洋側の10 県に応援職員を派遣する自治体を、それぞれ即時応援県として事前に決めておくこととしました。

いわゆる対口支援と言われるものですが、応援側は要請を待たず、災害対応に詳しい職員を先遣隊として派遣し、被害状況に応じて、どの地域を重点的に支援するかなどを決定し、応援県の管内市町村とも協力し、職員を送り込むこととしています。

本県は、中心自治体として島根県、応援自治体として秋田県が充てられています。ペアとなった自治体は、新年度から合同で、災害訓練、被災想定地域の視察、応援に向かう交通ルートの確認など、アクションプランで例示されているものや島根県や秋田県からの人事交流の受け入れなど、円滑な運用を目指す取り組みについて、危機管理部長にお聞きします。

次に、スフィア基準とその具体化について、お聞きします。

議会で、最初にスフィア基準について取り上げたのは、平成 30 年 9 月定例会での質問でした。

本県の避難所運営マニュアルにスフィア基準を盛り込むべきではとの問いに、当時の危機管理部長は「参考にさせていただくところは参考にさせていただきたい」と答弁し、平成 2 年 9 月定例会では、「災害関連死を生じさせたりするような人間の尊厳を奪うものであってはならないというのが、そのスフィア基準の目標とするところであり、そのため、高知県版スフィア基準の設定による避難所環境の整備を本気で図るべきだ」と濱田知事に質問したことでした。

それでも、これまでの行動計画に盛り込まれることがなく、今回の案に入ることになったのは、どのような考えか、知事にお聞きします。

また、計画の 128 ページにある避難所の一人当たり居住スペース 3.5 平米というのは、スフィア基準の基本指標の 1 つであります。スフィア基準とは、その根幹にある「災害や紛争の影響を受ける人々は、尊厳を持って人生を送る権利があり、したがって援助を受ける権利がある」「災害や紛争から生じる苦痛を和らげるために、実行可能なあらゆる手段が尽くされるべき」という 2 つの理念と、「尊厳ある生活への権利」「人道援助を受ける権利」「保護と安全への権利」という人道憲章を成立させる 3 つの権利であり、それらに基づいた基準を満たしていくことが問われています。

それが具体化したものが指標でありますので、基準で指標が示されていない場合には、2つの理念と3つの権利に基づいて、今後取り組んでいくということによいのか、知事にお伺いします。

次に、計画141ページの要配慮者支援体制整備の項で、外国人への支援の取り組みが行われることになっていますが、情報支援だけでなく、地域で行われる訓練参加へのアプローチについても行う必要があるのではないかと考えます。

私たちの住む下知地区での昨年の総合防災訓練に、町内にあるお知らせの掲示ポスターを見たベトナムからの研修生が10人ほど参加されたことがあり、地域の皆さんにもよい体験になりました。

多くの外国人の皆さんが各地域地域でお住まいになっていることを考えたら、地域の防災訓練に参加してもらうための具体的な参加へのアプローチ方法なども、今後は検討されるべきだと思いますが、文化生活部長にお聞きします。

また、同じ項目について、「指さし会話集など、外国人とのコミュニケーションツールの避難所での設置」とありますが、「要配慮者の特性に応じた避難所における要配慮者支援ガイド」の発達障害の方の対応にも、「指さしして通じるコミュニケーションボード・紙や鉛筆があるとよいでしょう」との記述もあります。

支援を必要とする多様な避難者への対応について、特に外国人対応を「要配慮者の特性に応じた避難所における要配慮者支援ガイド」を改訂して入れてはどうでしょうか。そして、その際には、実際の当事者の声を盛り込んだ形でつくることを求めたいと思いますが、危機管理部長の考えをお聞きします。

次に、計画129ページにある、広域避難の調整についてです。

この項の広域避難訓練の実施については、中央圏域広域避難の施設での訓練も昨年来行われてきましたし、今後も行っていくこととしています。

高知市から仁淀川町への広域避難訓練に参加した私たちの地域では、さらに訓練を継続させていく上で、広域避難所への資機材・備蓄品の整備がどのように行われるべきかとの意見が出されています。

広域避難所への資機材・備蓄品の整備は、中央圏域広域避難計画には「避難元市町村が避難者の移送の際に持ち込むことを原則としている」とありますが、事前の整備について検討されないのか、危機管理部長にお聞きします。

次に、仮設住宅の用地確保と今後の見通しについて、お聞きします。

計画151ページに、応急仮設住宅の供給についての計画がありますが、「民有地情報の把握及び把握した民有地の精査について、第5期で100%把握できた」とあります。

昨年の9月定例会の質問の際には、残る460ヘクタールの民有地のリストアップ

が、なお途上にあるとされ、「安全性の高い用地を候補地として選定できるよう、市町村と連携して取り組んでいく。第6期南海トラフ地震対策行動計画の期間内には、浸水などに対しても安全性の高い候補用地が選定できるよう、最大限努力する」との答弁でした。

現状の把握状況の詳細と、精査の中でどれだけ対象外になると想定されているのか、土木部長にお聞きします。

昨年11月、能登半島地震の被災地、珠洲市を訪ねたときに、市内宝立町に2階建ての仮設住宅ができていました。私は、高知でも2階建ての仮設住宅の可能性を求めていただけないか、関心を持って、見せていただきました。

その2階建ての仮設住宅を建築された世界的な建築家、坂茂さんは、30年前の神戸での活動で「ほとんどの人は地震ではなく、建築の倒壊で亡くなった。建築家の責任でもある」と痛感されたそうです。

坂さんは、「昨年6月、珠洲市で、石川県産の木材を使用した木造2階建ての仮設住宅は、原則2年間の入居期間が過ぎても、そのまま使用することができる。被災した人たちは、ただでさえ被害で住み慣れた住居を失って疲弊しているのに、避難所から仮設住宅、災害公営住宅への引っ越しを繰り返さなければならず、避難所の環境を改善し、仮設住宅を住み心地のいいパーマネントな状況にできれば、どれだけ被災者の負担が減るか。同じ予算ならすぐに廃棄するプレハブよりも、パーマネントに利用できる住居の方が財政にも、環境にもいいに決まっている」と述べられています。

仮設住宅用地が十分でない高知でも、再度、2階建ての仮設住宅の提供を検討し、公的な住宅としても使えるものとして、検討できないか、土木部長にお聞きします。

要配慮者の避難対策の抜本的な見直しについて、お聞きします。

計画137ページに、要配慮者の避難対策の抜本的な見直しがあり、そこでは、6期計画によって「福祉避難所への想定避難者の範囲の見直し」「種別ごとの想定避難者数と福祉避難所指定施設の受入可能人数の突合」「福祉避難所が不足する場合、広域避難を含めた対策の検討」「最終報告書のとりまとめ」「最終報告書に基づく対応」が計画されています。

その中には、避難した要配慮者の移送時期や滞在期間、福祉避難所退所後の行き先やそれを見据えた相談・支援体制を整えるとともに、要配慮者に対応した仮設住宅を可能な限り早く建設することなどの運営面の課題も最終報告書に盛り込まれるべきではないかと考えますが、子ども・福祉政策部長にお聞きします。

次に、県民体育館の再整備における津波浸水対策と被災時の避難所としての活用について、お聞きします。

県民体育館の老朽化に伴い、利用者の利便性の観点から、現地での建てかえが望ましいという結論に至り、新たな県民体育館をアリーナ形式で、現有地で整備するとの提案がされています。

今後は、専門家や競技団体の代表者などによる検討委員会を設置し、必要な機能や管理運営の手法といった点について議論を進めた上で、来年度中に整備の骨格となる基本計画を策定し、令和 11 年度末までの供用開始を目指すとのことですが、せっかくの大規模公的施設でありながら避難所としての活用が、現地の災害リスクなどから十分機能が発揮されないとすれば、極めて大きな損失であると言えます。

立地場所の変更がされないのであれば、東日本大震災の際、約 2,500 人が避難したとされるビッグパレットふくしまの避難所としてのあり方や運営の教訓なども生かして、新たな県民体育館が多様な防災機能・避難所機能を備えた施設となるよう期待しますので、検討委員会メンバーに避難所運営などの専門家なども加えるなどして、それに応えられるものとなる考え方と決意を知事にお聞きします。

この項の最後に、災害ケースマネジメントにおける関係者支援団体との連携強化について、お尋ねします。

災害ケースマネジメントについては、令和 2 年 9 月定例会で初めて取り上げ、第 4 期計画の途中でありながら盛り込んでいただき、翌年には日ごろから御指導いただいている津久井進弁護士を県内自治体防災関係者のトップセミナーの講師としてお招きいただいた研修会を皮切りに、昨年 4 月には、「【高知県】災害ケースマネジメントの実施体制に係る市町村向け手引き（V e r . 1）」を作成されるなど、積極的に取り組んでいただいたことに感謝したいと思います。

そこで、6 期計画 159 ページの被災者の生活再建支援体制の整備の項では、災害ケースマネジメント実施計画の作成が全市町村で行われることとなっていますが、作成そのものが絵にかいた餅とならないようにすべきだと思います。

行政・民生委員・福祉関係者・N P O ボランティア・支えあいセンター・建築士・ケアマネ・専門家・弁護士・医療関係者・保健衛生関係者・民間基金・近所地域が、家族とともに、餅は餅屋で、よってたかって連携し、一人一人を支える仕組みで、被災者への伴走型支援によって重層的に支援できる実施計画を作成されることを願っています。

そして、その計画が実効性をもって具体化できることが必要であり、各市町村の計画作成にどのような支援をしていくつもりか、危機管理部長にお伺いします。

次に、精神障害者に対する精神科医療費及び一般医療費への助成制度について、お伺いします。

昨年 6 月定例会で、我が会派の岡田議員が取り上げて以来、定例会ごとに精神障

害者に対する県の医療費助成について、議論がされてきました。

そして、精神障害者に対する医療費助成制度の創設を求める署名、1万3,086筆が後押しする形で、精神疾患を原因とする通院のみで、ほかの疾患や入院は自己負担となっており、当事者や家族の不安の解消に応えるべく、11月25日、第1回高知県重度心身障害児・者医療費助成事業に係る関係者会議が開催され、検討されてきました。

その場では、当事者の家族会である「はっさくの会」会長が意見陳述もされ、県内では全市町村が、県の補助を受け、重度心身障害児・者医療費助成制度を導入し、重度の身体障害者と知的障害者にはあらゆる疾患での通院・入院に助成がありますが、精神障害者は対象外になっていることでもたらされるその実態や御苦勞に対して、関係者会議と言いながらも、十分に認知されてなかったり、これまであまり深刻に受けとめられていなかった状況に驚かざるを得ませんでした。

発達障害を含む精神障害を抱える当事者たちは、発症して10から30年間も精神科に通い、多量の薬を服用し、また、その障害ゆえに社会参加の機会に十分恵まれないことや生活習慣病など精神疾患以外の病気も発症する人が増加傾向にあり、長期的な精神科の入院や通院が必要となり、その結果、医療費の負担が増加するだけでなく、投薬による副作用から糖尿病や心疾患などの疾病を抱えることが多く、これも医療費の自己負担に大きな影響を与えています。

しかし、当事者たちの一般就労は難しく、収入も低いのが現状です。また、障害基礎年金の受給者は、例えば2級の者は月6万8,000円の受給がされるものの、3級の場合は受け取れない制度となっています。

また、精神障害者家族の会で把握しているのは、会員の約8割が未就業であり、就業可能な2割の方でも得られる工賃は月1万円から2万円と極めて低額となっています。

重度障害の方を対象とする制度を前提にするあまり、身体障害や知的障害との均衡にとらわれてしまうと、3級の方であっても、ある日は2級に相当する、また、ある日は1級に相当するなど、日によって症状が変化する精神障害の特性が見失われることになってしまいます。

そのような実態を抱える当事者や家族に、生きるのがしんどいと言わせない、人間らしく生活できるような医療、衣食住の面での支援が求められていると思います。

今、市内の映画館で、統合失調症で苦しむ姉と、どうすればよかったかということ突きつけられた両親を、20年にわたって弟である映画監督がカメラにおさめたドキュメンタリー映画「どうすればよかったか」が上映されています。

統合失調症が疑われた姉から精神科の受診を遠ざけてしまった両親も含めた家

族の姿を、2時間近くスクリーンで見続けることはつらくてたまりませんでした。

この映画は、決して正解を出そうとはしていませんが、精神障害当事者の家族だけに限らず、映画を鑑賞した皆さんに「どうすればよかったか」と問いかけています。

そんな生きづらさの中で、少しでも解消できる課題が、今議論されている医療費助成の問題ではないか、そんな思いで質問させていただきます。

現在、県で検討している医療費助成制度については、精神障害者保健福祉手帳を所持する者を対象とするとともに、精神科の通院・入院及び一般医療の通院・入院にも適用させることを念頭においた検討がされるのか、知事にお聞きします。

当事者・家族の置かれた現状からも急を要していることから、関係者会議での検討によって、早期の実現を図られたいと思いますが、子ども・福祉政策部長にお聞きします。

最後に、政府の第7次エネルギー基本計画と原発、再生可能エネルギーについて、お聞きします。

政府が第7次エネルギー基本計画を閣議決定しましたが、第4次から第6次エネルギー基本計画では「可能な限り原発依存度を低減する」との記述がありましたが、今回、それが削除されてしまいました。

これによって危険な原発への依存増大だけでなく、核燃料サイクル政策を推進し、多くの使用済燃料や高レベル放射性廃棄物がふえることになり、新型炉の開発予算にも無駄に税金が使われることになります。

さらに、電力需要増大の背景とされてきたAIのデータ処理をするデータセンターの設置競争などによるAIバブルにも陰りが見えており、多くの課題を直視せずに原発回帰への方針転換を進めることになったと言えます。

私は、「可能な限り原発依存度を低減する」という文言が復元され、省エネと再生可能エネルギー、蓄電システムの拡充にこそ最優先で取り組まれるべきだと考えますが、この基本計画に対する知事の御所見をお伺いします。

原発事故時に、住民の被爆を低減させる目的の屋内退避のあり方が議論された原子力規制委員会の最終報告書案では、自宅などで屋内退避を続ける期間は3日間を目安とし、建物倒壊やインフラがとまり、とどまれない場合は、国の判断で避難に切りかえることなどとして、地震などの複合災害時に、物資や医療の支援を続けられるかなど、実効性には疑問を残したままとなっています。

本県では、伊方原発から50キロ圏内の梶原町や四万十市などを対象に避難計画を策定していますが、この避難計画について、能登半島地震の中山間地の道路被害などによる教訓から、実効性のあるものにする必要はないのか、知事にお聞きしま

す。

知事は、国の脱炭素先行地域として選定された4カ所、5市町村で、地域新電力会社が設立される形で、地域への再生可能エネルギー供給に向けた取り組みが進行中だが、地域新電力会社が再生可能エネルギーによる電力を地域内に供給し、安定的に利益を得られるような体制の構築に向け、県としての後押しも行い、県内のほかの地域にも広げ、横展開をしていきたいとの考え方も示されていました。

提案説明でも、豊かな自然を生かした再生可能エネルギーの導入やグリーン化関連産業の育成をさらに進め、経済と環境の好循環の創出を図ると述べられました。

県新エネルギービジョンでは、2025年度の推計値では、再生可能エネルギーによる割合を85.6%とされていますが、再生可能エネルギーによる地産地消で、県内消費電力のどれだけの割合を目指したいのか、林業振興・環境部長にお聞きいたしまして、第1問とさせていただきます。

◎知事（濱田省司君） 坂本議員の御質問にお答えをいたします。

まず、若者に働いてもらうための雇用環境の改善について、お尋ねがありました。

本年度、県が実施いたしました就職・進学希望地等意識調査におきましては、学生が就職先の企業に希望することといたしまして、給与等が高く休暇がとりやすいことなどが上位に挙げられております。こうした希望をかなえられることが、若年層の県外への転出超過の改善につながると考えまして、来年度は、若者の所得向上と働きやすい職場環境づくりの取り組みを強化いたします。

まず、若者の所得向上に向けましては、事業者の生産性の向上を図り、賃金引き上げの原資となる稼ぐ力を高めていくことが重要であります。このため、事業者の経営支援を行います産業振興センターなどの体制を充実いたしまして、事業者のデジタル化などの取り組みを一層支援いたします。また、正社員を目指す方のスキルアップへの支援に加えまして、正規雇用化などを伴います設備投資への支援を行いますことで、事業者におきます正規雇用の増加を図ります。

次に、働きやすい職場環境づくりのためには、仕事と家庭を両立いたしますワークライフバランスの取り組みが重要になります。

このため、本年度、働き方改革コンサルタントを増員いたしまして、支援を強化いたしますことで、ワークライフバランスに取り組む企業の裾野の拡大に取り組んでおります。これに加え、男女間などに生じている賃金格差の解消に向けまして、事業者における人事評価制度の導入を支援してまいります。あわせて、オフィスのフリーアドレス化、休憩室の整備などに対します支援制度を拡充いたしますことで、ソフト、ハードの両面から若者や女性に選ばれやすい雇用環境の整備を進めます。

こうした個々の企業の魅力を高める取り組みのほか、若者に人気の高い事務系あるいはITコンテンツ系の企業の誘致、また、アニメ関連産業の創出に向けたプロジェクトなどを強力に推進します。

こうした取り組みを通じまして、若者にとって魅力ある仕事を県内各地に数多くつくり出しまして、若者の定着増加につなげてまいります。

次に、全国一律最低賃金制度を採用することにつきまして、お尋ねがございました。

最低賃金におきます大都市部と地方との格差の是正につきましては、私も目指すべき方向であるというふうに考えております。しかし、全国最高額であります東京都に対する本県の比率を見ますと、10年連続で改善傾向にはありますが、令和6年度の比率は81.9、八割強ということで、東京都との間では依然として大きな格差が存在しております。

また、この背景にあります労働生産性を見ましても、本県の数値は東京都に対して約6割弱という水準にとどまっているのが実情でございます。このように、生産性に差がある状況のままで、本県など地方部の最低賃金を大幅に引き上げました場合、事業者の経営のみならず、雇用や地域経済そのものに大きな影響を及ぼすことになりかねないと考えます。

したがって、現時点で、最低賃金を直ちに全国一律とするという考え方は、現実的でないというふうに考えます。この地域間の格差を是正するためには、地方部におけます生産性の向上、すなわち事業者の稼ぐ力を高めることが、まずは何よりも重要であります。

本県におきましては、産業振興計画におきまして、令和15年には一人当たり県民所得を全国に20位台、全国中位に持っていくという目標を掲げまして、都市部との格差の是正を図ろうとしております。あわせて、若者の所得向上に向けまして、年代別の所得などの傾向も分析した上で、産業分野別にさらなる取り組みに向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、本県におきましては、会計年度任用職員のあり方や正規職員の給与、さらには、正規雇用の拡大について、お尋ねがございました。関連しますので、あわせてお答えをいたします。

県におきましては、職務の設置に当たりましては、業務の量や担うべき業務の範囲、責任の程度などを踏まえまして、正規職員と会計年度任用職員のどちらが担うべきか、総合的に判断をいたしております。会計年度任用職員が担っている業務の内容、量などを精査いたしました結果、正規職員が担うべき業務であると判断いたしました場合には、正規職員の配置により対応してまいります。

また、会計年度任用職員を正規職員として任用するためには、地方公務員法の規定に基づきまして、能力実証のための採用試験を経る必要があります。これまでも、会計年度任用職員がこうした試験を経まして、正規職員として任用された例はありますが、能力実証のための試験を経ずに、そのまま正規職員とするということは法律上困難だというふうに

考えます。

こうした中ではありますが、県内におけます若年層の所得向上に向けまして、正規雇用を促進するという観点に立ちまして、県庁におきましても御指摘ありましたような率先垂範ができますように、若年層の正規雇用の拡大に向けた取り組みを検討してまいります。

正規職員の給与につきましては、国家公務員、民間企業の従業員の給与との均衡を踏まえた人事委員会の勧告により決定する必要があるとございます。県といたしましては、県民全体の所得向上に向けた施策を進めておりまして、その結果として県職員の給与改善につながっていくと、そういった状態を目指して取り組んでまいります。

県職員の定数につきましては、県政運営指針におきまして、令和10年4月時点において3,400人以内とすることとしております。令和6年4月1日時点で、産育休などを除きました職員数は3,319人でありまして、引き続き、必要な人員の確保に努めてまいります。

今後も若年層の所得向上に向けました取り組みや、必要なマンパワーの確保などに加えまして、働きやすい職場環境づくりに努めますことで、若年層の働く場として選ばれるよう取り組んでまいります。

次に、いわゆるジェンダーギャップの解消に向けた取り組みへの決意、市町村の現状把握について、お尋ねがございました。

議員からお話がありましたように、社会的な男女格差、いわゆるジェンダーギャップの解消は、若者や女性に選ばれる高知の実現に向けた重要な要素の1つであると考えております。

県におきましては、平成13年度に、男女協働参画プランを策定いたしまして、高知家の女性しごと応援室の開設、あるいは、女性向けリーダー育成研修の開催、こういった施策を通じまして、男女間の経済的な格差の解消に努めております。

こうした取り組みなどによりまして、最新の国の調査結果を見ますと、令和5年の本県の男女間の賃金格差は、全国最少という形となっております。

他方で、人口減少対策として考えますと、県内におきます男女間格差の是正もさることながら、男女を通じました所得水準が全国と比べて遜色ないことが求められると考えます。このため、元気な未来創造戦略におきましては、来年度の強化の方向性といたしまして、若者の所得向上を第一に掲げまして、賃金の引き上げに向けた取り組みを強力に推進いたします。

このように、目指すべき3つの高知県像といった県の基本政策の実現に向けまして、さまざまな施策をバランスよく展開する中で、男女間格差の解消にもしっかりと取り組んでまいります。

なお、お尋ねがありました市町村におきますジェンダーギャップの現状につきましては、来年度に予定しております、こうち男女共同参画プランの改訂作業の過程におきまして、

関連する統計指標の状況を整理いたしました上で、お示しするよう検討してまいります。

次に、いわゆる4Sプロジェクトについて、どのように共感と前進につなげるのかと、お尋ねがございました。

若者の人口減少に歯どめをかける取り組みを進めましても、当面、今の年齢構成を考えますと、県の総人口の減少が続くこと自身は避けられない状況にあります。

こうした中、今後、あらゆる分野におきまして、担い手不足がますます深刻化し、地域の産業はもとよりであります。公共サービスの維持すら困難になることが危惧されるという状況にあると考えます。この点は、御指摘いただいたとおりだと考えております。

このため、人口減少によります負の影響を最小限にとどめまして、公共サービスの持続可能性、そして、県民生活の質を高めることを目指しまして、賢く縮むという形での4Sプロジェクトを推進することといたしました。

一方、特に、中山間地域におきましては、本プロジェクトの説明の中で言及されます人口減少あるいは縮小といった言葉に対する印象から、行政サービスが十分に届かなくなるのではないかとといった不安を抱かれる方もいらっしゃるかというふうに思われます。この点は、御指摘の面もあると考えます。

ただ、このプロジェクトにおきましては、全体の規模は縮小したといたしましても、真に必要なサービスはむしろ充実させていくという考え方でございます。例えば、高校再編でみますと、県全体の総定員は少子化でございますので縮減するという中にありましても、中山間地域の小規模校におきましては、存置の基準は都市部よりも大幅に緩和をする。そのことによって、地域を生かした学校の魅力化、特色化を進めて、存続にチャレンジしていくという環境を整えようとする、そんな考え方で臨んでいくということでございます。

この本プロジェクトの推進に当たりましては、こうした取り組みの趣旨あるいは目指す姿を、県民の皆さんに丁寧に御説明申し上げますとともに、県民の皆さんのお声をしっかりと伺いしまして、不安の解消に努めてまいります。

引き続き、庁内における議論だけではなく、県民の皆さんとの対話を通じまして、共感を得ながら前進につなげてまいります。

次に、消防広域化のあり方とこれに伴う課題の解決について、お尋ねがございました。

本県におきます消防広域化のあり方についての基本的な考え方は、今後、人口減少が進行する中にありましても、将来にわたり持続可能な消防体制、そして、消防サービスの確保を目指すというものであります。このために、県内に現在15あります常備消防組織、そして、県の消防の現場活動を担います組織、これらの一元化に取り組もうというふうにしております。

この消防広域化のメリットといたしましては、3点挙げさせていただきます。1つには、間接部門の統合によります現場消防力の増強、あるいは、職員の専任化、こういったこと

を通じました県民の皆さんに対する消防サービスの高度化を図ること。2つに、施設や装備を一元的に企画をし、調達することによりまして、経費の削減などのスケールメリットが期待できること。3つに、初動体制の充実、強化や統一指揮下での効果的な部隊運用によりまして、大規模災害への対応力が強化されること。こういったメリットが想定されるというふうに考えます。

一方で、課題といたしましては、1つには、これまで身近なところで行われておりました消防行政に関する意思決定が、地元から離れたところで行われることとなるのではないか。この場合、迅速、的確な対応が確保できるのかといった懸念を生じること。この点が、最も大きな論点ではないかというふうに考えます。

この課題につきましては、最終的な意思決定は、県の本部に留保されるということとなるといたしましても、日常的な意思決定につきましては、制度上、その権限を消防署などに委ねるといった対応をとること、あるいは、運用面におきまして組織間のいわゆる、ほうれんそう、報告、連絡、相談、これを緊密に行うということなどによりまして、克服できる課題だというふうに考えております。

このほか、御指摘ありましたように、職員の処遇の統一の問題、通信指令業務の集約などの問題、そういった課題が現実にはあると考えます。

これをいかに、新体制に向けて、円滑に移行していくか。消防の現場の実態も踏まえまして、来年度設置いたします検討会におきまして、議論を進めまして、この基本計画の中で、その方向をお示ししたいというふうに考えております。

次に、新体制への移行のスケジュールにつきまして、消防広域化の関連でのお尋ねがございました。

この県内の常備消防組織の一元化を目指します消防の広域化は、県内全ての市町村と消防本部を始めとする多くの関係者がかかわります。また、組織の存廃に関わる一大プロジェクトということでもあります。そのために、一定のスケジュール感や目安となります目標の時期、こういったものを示して、関係者の共通の認識のもとで議論を進めると、このことが不可欠であると考えます。こうした観点から、先に示しました骨子案では、現時点で、県として最も望ましいと考えるスケジュール案を提示させていただきました。

一方、法令上、この一元化を実施していく過程で必要な法定協議会の設置、あるいは、広域連合の設立に際しましては、県内全ての市町村議会、そして、当県議会におきまして、あわせて2回の議決をいただくということが必要であります。これを考えますと、全ての市町村と消防本部の理解やコンセンサスなしには、この消防広域化を進めていくことはできない、そういう性格のものだというふうに考えています。

したがいまして、今後、具体的に広域化の作業を進めていく中では、各プロセスの進捗状況を踏まえまして、節目節目で次なる目標の時期は具体的にどこに置くかということ

設定して、取り組んでいく、そうした性格のものだというふうに考えています。その中で、関係者の理解を得られるように、必要な調査、分析を行い、十分な意思疎通を図りながら、丁寧に進めてまいりたいと考えております。

次に、消防広域化を通じました現場力の強化についてのお尋ねがございました。

この消防広域化は、いわゆる4Sプロジェクトの1つという位置づけでございますので、消防組織の機能を一律に縮小するということではございませんで、伸ばすべき真に必要な現場力は、むしろ強化すると。そして、住民サービスの確保、高度化を図るということを目目といたしております。

このため、常備消防組織の一元化によりまして、総務業務あるいは通信指令業務、こういった間接部門を統合して、この部分でスリム化をし、そこで生じた余力を現場業務などに振り向ける。こうしたことによりまして、県民の皆さんへの消防サービスの向上を図ることを目指してまいります。

具体的にこういった形での人員配置の見直しを想定するか、あるいは、各市町村の負担金の水準をこういったものを想定するか、こういった点につきましては、桑名高知市長からできるだけ早い時点でシミュレーションを示すべきではないかというような御要請もいただいております。こういった御要請も踏まえまして、この基本計画を策定いたします検討会の議論の過程の中で、できるだけ早く、そういった姿を関係者に御提示させていただいて、具体的なイメージを共有させていただいた上で進めていきたいというふうに思っております。

そして、現場力の強化ということで、目指す姿といたしましては、具体的には、3点申し上げたいと思います。

1点目は、従来の本部の管轄区域を越えまして、柔軟に対応いたしますことで、消防車、救急車といった車両の出動台数を増加させ、現場到着時間の短縮を図っていく。2点目には、南海トラフ地震などの大規模災害発生時におきまして、統一指揮下での部隊の効率的な運用によりまして、人命救助などの活動の強化を図っていく。そして、3点目は、やや別の角度からの視点になりますが、この常備消防組織全体の規模の拡大によりまして、職場としての魅力を向上させる。これによりまして、現在、いわゆる欠員を生じております郡部の小規模消防署などにおきましても、必要な人員が配置できるような人材確保を目指していく。こういったことなどを通じまして、現場力を強化していくということを目指したいと考えております。

次に、南海トラフ地震に関連いたしまして、住宅を始めとした生活再建への対応について、お尋ねがございました。

自然災害によりまして、全壊の住宅数が一定の規模に達した場合、被害を受けた世帯を支援いたしますため、被災者生活再建支援制度に基づきまして、支援金を支給すると

ということとなります。支給にあたりましては、国の補助金、そして、都道府県が拠出した基金をそれぞれ2分の1ずつ活用して行う制度となっております。

そして、この支給金の引き上げや対象範囲につきましては、これまでも、国と全国知事会の間で議論が重ねられております。その結果、支給対象につきましては、直近の令和2年の改正で、中規模半壊の世帯まで拡大されておりました。この支給対象の拡大には本県も賛同いたしました。この範囲をどう考えるかという話は、議員から御指摘もありました財政上の問題ということももちろんありますけれども、例えば、地震保険あるいは共済制度を通じた自助の努力も片方では必要ではないかと。そこを税金を投入していくこの制度とのバランスはしっかり考えないと、いわゆる災害で倒壊した家屋への支援と、そうした形でない一般的な住宅の再建は、普通は公的支援はございませんので、そのバランスをどう考えるかという、いわゆる哲学の問題もかなり大きいというふうに思っております。

そうした観点から、この問題に関しましては、都道府県の間でもいろいろな意見がある問題でありますし、県と国との間でもいろいろな議論がある。そうした中で、この令和2年の直近の改定、時間をかけた中で、今の実現すべき水準として、中規模半壊世帯まで拡大といった形で結論が出たということでもあります。

そうした背景も踏まえまして、私としましては、いただいたアンケート調査におきまして、選択肢も非常に限定されておりましたので、こうした関係者の合意のもとでとられた今の水準は尊重すべきだという趣旨での回答を選んだということでございます。

そうした、仮に今後、この支援金の水準を引き上げるとした場合、あるいは、大規模災害が発生した場合には、地方自治体の財政負担がふえないように、国の補助率の引き上げが必要だというふうに考えています。この点、本県といたしましては、南海トラフ地震など大規模災害時におけます国の補助率の引き上げにつきまして、全国知事会を通じまして、国に働きかけを行ってまいりたいと考えております。

次に、避難所の環境整備などに関連いたしまして、いわゆるスフィア基準の指標への対応、指標がない場合の対応について、お尋ねがございました。関連いたしますので、あわせてお答えいたします。

県では、これまで国の避難所に関する取り組みの指針を踏まえまして、避難所運営マニュアルの作成の手引きなどを策定しまして、避難所の環境整備を進めてまいりました。

そのような中で、国におきましては、能登半島地震の教訓などを踏まえまして、昨年12月に取扱指針などを改定いたしました。この改定、国の指針改定によりまして、スフィア基準の位置づけが、従来は参考にすべきものという位置づけであったものが、新しく、満たすべきものという位置づけに見直しが行われた、改訂が行われたということが背景としてあるところでございます。

これを受けまして、県では、改訂された国の指針などを踏まえまして、第6期の行動計

画に、能登半島地震の教訓を生かしますように、避難環境の整備の強化に取り組むということ明記いたしました。

具体的には、スフィア基準で定められております居住スペースやトイレの確保といった目標につきましては、スフィア基準で明示された数値を目標値として設定いたしまして、来年度から取り組みを進めることといたします。

そして、御指摘ありましたように、スフィア基準は、尊厳ある生活に関する基本的権利という理念を掲げておりまして、被災者支援を行う上で大切な考え方を示されたものだというふうに考えております。

したがって、今後、被災者支援を行う上で必要な取り組みにつきましては、スフィア基準に指標が明示されていない場合におきましても、スフィア基準の理念などを踏まえて取り組んでまいるという姿勢で対応してまいります。

次に、県民体育館の再整備におきます津波浸水対策と避難所としての活用について、お尋ねがございました。

県民体育館の再整備につきましては、今年度、有識者を交えて検討を行いました結果、利用者の利便性の観点から、現地での建てかえが望ましいという結論に至りました。再整備する設備は、収容人員が5,000人程度で、スポーツのみならずコンサートなどにも活用できるアリーナとして、多世代にわたる利用者が集うという想定をいたしております。

また、議員からの御指摘のとおり、現地は最大5メートルの津波浸水が想定され、長期浸水区域ともなっております。このため、利用者などが緊急的に避難できる防災の機能、あるいは、避難所の機能などを高める対策が必要であると、検討会の委員からも御意見がございましたので、県としても、この点は重要な指摘であるというふうに考えております。

この防災の機能といたしましては、利用者や住民などが浸水の危険がない高さで、緊急的に避難できるスペースが必要ではないかと、あるいは、大勢の人がスムーズに移動できる動線の確保が必要ではないかと、こういった点を想定いたしております。

また、避難所の機能といたしましては、長期の避難生活を想定した物資や電源の確保、高齢者や障害者など配慮が必要な方が利用しやすい設備、さらには、救護活動やボランティアなどの支援活動に必要な設備、こういったものの必要性を考慮する必要があるというふうに考えております。

このため、来年度、基本計画の策定のために設置いたします検討委員会におきまして、スポーツや文化のみならず、防災の専門家にも御協力いただきまして、防災機能も備えた施設の基本計画策定を進めてまいりたいと考えております。

次に、重度心身障害児・者医療費助成事業の対象に、精神障害を含める検討に関しまして、助成対象者、そして、対象とする医療の範囲について、お尋ねがございました。

本事業の対象に、精神障害を含める検討につきましては、市町村や精神保健福祉分野の

専門家、また、当事者団体の代表者らで構成いたします関係者会議で議論を行っております。昨年 11 月には、第 1 回の関係者会議を開催いたしまして、今後検討を行うべきさまざまな論点を抽出いたしました。

そして、具体的な検討といたしましては、まずは来月開催いたします第 2 回目の会議で、助成対象とする障害の程度を議題として検討する予定であります。それに際しては、県の方からは、県内の手帳所持者の現状、経済的な状況や就労状況を含め、また助成対象とすべき重度の範囲のあり方、そして、他県におきます精神障害者保健福祉手帳制度の活用状況、こういったものについてデータなどをお示しいたしまして、幅広くメンバーからの御意見をいただくというふうに考えております。

続けて、第 3 回目の会議におきましては、助成対象とすべき医療の範囲を論点といたしまして、現行の助成対象であります全ての通院、入院を精神障害にも適用するかどうか、こういった点について、御議論、御検討をいただこうと考えております。

議員から御指摘あった点につきましては、いずれも制度導入に向けまして、大変重要な論点と考えておりますので、関係者会議での御意見も踏まえまして、年内の取りまとめに向けまして、しっかりと検討を重ねてまいりたいと考えます。

続きまして、国の第 7 次エネルギー基本計画に対します認識について、お尋ねがございました。

今回の第 7 次エネルギー基本計画におきましては、特定の電源や燃料源に過度に依存せずバランスのとれた電源構成を目指していくという方向性が示されました。そうした方向性のもとで、2040 年度の電源構成におきまして、再生可能エネルギーが 4 から 5 割程度となりまして、最大電源として位置づけられております。このことは 2050 年のカーボンニュートラルの実現に向けて、引き続き、再エネの主力電源化を強力に進める、そうした方向性を示したものだというふうに受けとめております。

また、原子力につきましては、2030 年度と同水準の 2 割程度を維持し、再エネと同様に脱炭素効果の高い電源として、安全性の確保を大前提に最大限活用していくという方針が示されました。この点につきましては、ロシアにおきますウクライナ侵攻後のエネルギー安全保障に対する要請の高まり、あるいは、最近の AI などの普及に伴います電力需要の増、こういった環境変化を踏まえたものであるというふうに理解いたしております。

国におきましては、今後、基本計画をもとに、エネルギーの安定供給と脱炭素の両立が図られますように、着実に取り組んでいただくことを期待いたします。

最後に、原発事故時におきます避難計画について、お尋ねがございました。

本県は、避難計画の作成義務があります原発から半径 30 キロメートル以内の重点区域には入っておりませんが、これは、伊方原発を起点としてということでございます。危機管理上の観点から、万が一の事故に備えまして、避難計画を策定いたしております。

この計画は、原発でのさまざまな事故の発生に備えたものでありますが、南海トラフ地震では、愛媛県でも最大震度7が想定されますため、地震との複合災害も想定した対策を盛り込んでおります。

本県の防護措置の考え方は、国の原子力災害対策指針を踏まえまして、屋内退避を基本と考えております。このため、まずは、住宅や避難所の耐震化を進めまして、家屋被害などによりまして、住宅での屋内退避が困難な場合には、近隣の避難所へ避難するということといたしております。

また、万が一、当該地域からの一時移転や避難が必要となるような事態も視野に入れまして、道路の寸断に備えまして、道路啓開計画を踏まえまして複数の避難ルートを設定いたしております。このうち、伊方原発から最も近い禰原町、そして、四万十市におきましては、隣接する市町村への啓開日数が3日以内とされているルートを、少なくとも1本は確保いたしております。さらに、避難経路の確保が困難な場合に備えまして、ヘリコプターでの救助も想定した計画といたしております。

一方で、能登半島地震では、多数の道路が寸断し、多くの孤立が発生したという事実もございます。この教訓を踏まえまして、第6期南海トラフ地震対策行動計画におきましては、大型の重機だけではなく、小型の重機も活用することによりまして、道路啓開計画のバージョンアップを図ることとしております。加えまして、引き続き、緊急用ヘリコプターの離着陸場の整備を進めるということといたしております。

こうした取り組みによりまして、南海トラフ地震対策を充実、強化いたしまして、原子力災害の避難計画についても、さらに実効性を高めてまいりたいと考えております。

私からは、以上であります。

◎理事（人口減少・中山間担当）中村剛君 まず、若者世代の都市部との家計比較について、お尋ねがございました。

本県は、都市部と比較すると給与水準が低い状況にあり、東京や大阪との実収入月額の違いは、それぞれ5万3,000円と2万2,000円ほどございますが、住居費などの実支出が低く抑えられることから、家計全体の収支の差、いわゆる黒字額の差は3万4,000円と1万8,000円ほどにまで縮小いたします。さらに、これを若者世代で全国比較してみると、直近の令和元年度全国家計構造調査では、30歳未満の単身世帯の場合は、本県の実収入は全国46位でございますが、実支出も46位と少なく、家計収支自体は中位程度、全国29位になります。

また、子育て世代である30代前半2人以上世帯の場合、実収入は全国31位と中位程度、実支出は40位と支出が少ないことから、家計収支は10位、東京都には及ばないものの、大阪府よりも実際の家計収支がいいという結果になっております。

これらの若者世代は、移住先での給与水準に注目する傾向が強いことから、今後は、移住相談会やセミナーなど対面の機会においても、若年層の家計収支の状況について説明、あわせて、移住ポータルサイトやお話にありましたガイドブックにも掲載するなど、若い世代に訴求する情報発信をさらに充実してまいります。

次に、若年女性に求められる職場と重点的に進めるべき対策について、お尋ねがございました。

今年度、県内外の若年女性 100 人を対象に実施したヒアリング調査では、若年女性が仕事に求める点として、成長の機会、仕事を通じたやりがいや楽しさ、十分な給与や育児支援制度により働き続けられる安心感などが挙げられています。

この結果を踏まえますと、若年女性に求められる職場をつくるために取り組むべき対策として、主に 3 つが考えられます。

1 つ目は、若者の所得向上でございます。若者や女性が安心して働き続けることができると感じられる所得を得られるようにすることが必要であり、事業者のデジタル化による生産性向上の取り組みを強力に支援するほか、無職あるいは非正規雇用の女性を対象としたデジタルスキルの取得から就労までを一貫して支援する、人材育成プログラムも実施してまいります。

2 つ目は、女性活躍の環境づくりの推進でございます。女性が補助的な仕事しか任せられないといった企業では、成長の機会が得られず、やりがいや楽しさも感じづらいと考えられます。このことから、事業者の女性活躍に向けた取り組みを支援するコンサルタントの派遣、働く女性を対象とした異業種交流セミナーを行ってまいります。

3 つ目は、ワークライフバランスの推進や働き方改革の推進です。共働き・共育ての推進に加えまして、男性女性ともに子育てをしながらも働きやすいという環境を整備していくことが重要でございます。

このため、テレワークやフレックスタイム等、多様な働き方の導入に向けたセミナー開催や就業規則改正のための社労士費用やコンサルティング費用への支援なども行ってまいります。

こうした 3 つの対策にしっかりと取り組みまして、女性に求められる職場づくりの実現につなげていきたいと考えております。

最後に、にぎやかな過疎の具体化について、お尋ねがございました。

にぎやかな過疎の県内の例として、識者から挙げられました大川村では、地域おこし協力隊など移住者の流入が続いており、これらの移住者と地域の若者が参画する青年団や集落活動センターが核となりまして、夏祭りの開催や特産品販売などの地域に根差した活動を行い、村内外の幅広い世代の交流の場を創出しております。

一方で、こうしたにぎやかな過疎の拠点となり得る県内の集落活動センターでは、近年

高齢化や担い手不足といった課題が顕在化しております。

こうした状況を踏まえまして、来年度の中山間地域再興ビジョンでは、にぎやかな過疎の実現を目指した関係人口創出の取り組みを強化ポイントの1つに位置づけました。

具体的な取り組みとしましては、県内外の大学生や家族連れなど、田舎に関心のある方々をターゲットに、各センターで、例えば、稲刈りの手伝いと地域住民との交流会を組み合わせたプログラムを用意し、そのプログラムへの参加を移住サイト「高知家で暮らす」などで募る、新しい仕組みを構築してまいります。

こうした仕組みなどによりまして、関係人口を増加し、さらには、Uターンを含めた移住者の増加や担い手の確保にもつなげ、活力あるにぎやかな過疎を実現していきたいと考えております。

◎危機管理部長（三浦謙一君） まず、消防広域化に関するパブリックコメントの数と内容の傾向について、お尋ねがございました。

消防広域化基本構想の骨子案に対するパブリックコメントは、昨年11月29日から今年1月6日まで39日間実施しました。また、この期間中に、市町村と消防本部には、別途、骨子案に対する御意見を御提出いただいております。これらにより得た御意見は、全て市町村や消防の関係者から提出されたもので、全体で26通でございました。

また、現在取りまとめ中ではございますが、提出のあった御意見を内容に応じて切り分けると、およそ138件になると考えております。この138件のうち、骨子案における組織、人事に関する内容が、スケジュールや装備といった他の項目よりも多く、全体の3分の1程度見受けられます。このことからしますと、消防職員自身の処遇に関わる内容が多い傾向にございます。

次に、消防広域化基本計画あり方検討会への高知県消防職員協議会の参画について、お尋ねがございました。

あり方検討会は、消防広域化基本計画を策定するための協議や意思決定をする場として、市町村長、消防庁、消防行政など各界の有識者で構成するようにしています。加えて、この検討会には、専門分野で議論を深めるための複数の部会と、実務レベルでの協議を行うワーキンググループを設置することとしております。

このうち、現場職員の声については、例えば、部会の審議会を通じてヒアリングを行う場を設けたいと考えております。また、これまでも11月から1月にかけて行った骨子案の意見公募では、常に高知県消防職員協議会や他の職員団体からも御意見をいただいているところでございます。

こうしたことを踏まえて、あり方検討会に、高知県消防職員協議会の代表を構成員にすることは想定しておりませんが、部会の審議会等を通じたヒアリングにおいて、御意見は

お聞きしたいと考えております。

次に、消防広域化における通信指令業務の集約や職員の処遇の統一について、お尋ねがございました。

通信業務の集約や給与制度、勤務体制など職員の処遇については、令和 10 年度に広域連合を発足させて、その後、令和 15 年度までに段階的に統一することを骨子案でお示しております。消防の広域化で目指すところは、住民サービスに直結する現場力の強化でございますので、骨子案では、現場に振り向ける職員の確保を優先し、まずは、間接部門の統合を行うこととしています。

その上で、各消防本部で異なる通信指令業務や職員の処遇の統一については、財政面での合意に時間がかかることが想定されましたことから、段階的に進めることとしています。

しかしながら、更新時期が違う通信指令システムの統一が必要なこと、職員の処遇に関する御意見が多いことなどを踏まえて、早めに検討することが必要だと認識しているところです。

このため、これらの方向性については、広域連合の設立を待つことなく、次年度のあり方検討会の段階から議論をスタートさせてまいりたいと考えております。

次に、消防広域化における市町村の防災部署と消防組織との関係性について、お尋ねがございました。

災害時において、消防組織は、人命救助や捜索に加え、危険区域の警戒など、市町村の応急対策の実施にかかわる重要な役割を担っています。また、市町村の防災部署は、災害対策本部を設置し、被災情報を取りまとめて、消防組織など防災関係機関との連絡調整に努める必要がございます。

このため、消防広域化によって、消防組織と市町村において災害予防や災害対策本部を運営する防災部署との関係が疎遠になることは避けなければならないと認識しております。

骨子案においては、方面消防本部を設けるなど、新たな消防組織の指揮命令系統をお示ししておりますが、現状の 40 消防署所体制は、現行水準とすることとしております。

また、これまで身近な消防本部で意志決定されていたものを、地元から離れた消防局で行われることにつきましては、制度の中において意思決定の権限を各署所に与えるなどすれば、体制は維持されるものと考えております。このことからしますと、現行どおり、災害時において、市町村の防災部署と管轄する各署所が連携して、応急対策を実施することが可能であると考えております。

また、日ごろは、防災会議等への参画や合同防災訓練の開催などを通じて、これまでどおりの関係性は維持できるものと考えておりますが、今後も、あり方検討会といった協議の場などを通じて、丁寧に議論は行ってまいります。

次に、消防広域化における消防指令システムのコストと更新時期の想定について、お尋

ねがございました。

消防指令システムは、県一の消防広域化に伴い、一元的な指令業務を行うことができるように、新たに集約してシステムの整備を行うこととなります。このシステムの整備コストについては、現時点では積算に至ってはおりません。しかしながら、消防本部がこれまでどおりに個別にシステムを更新するよりも、集約することのスケールメリットを生かして、費用を削減できるといった大きな財政効果が見込めると考えております。この財政効果については、来年度に行うシミュレーションにおいて、個別にシステムを更新するコストと集約化によるコストを比較して、あり方検討会などでお示ししたいと考えております。

また、消防指令システムの更新時期については、一般的に10年程度と見込まれており、県内の消防本部においても、これを目安にそれぞれ更新していると承知しております。このことからしますと、広域化後のシステム更新も10年程度になるものと考えております。

次に、即時応援県に関する災害訓練や人事交流などの取り組みについて、お尋ねがございました。

総務省は、南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプランを、今年12日に公表しました。このアクションプランでは、南海トラフ地震の発生時に、応援職員を速やかに派遣する即時応援県の組み合わせを定めております。この中で、本県には、島根県と秋田県から応援職員が派遣されることとされています。

他方で、中四国地方の9県では、災害発生時の広域支援に関する協定を、平成7年に締結しております。9県を4つのグループに分け、災害発生時には、同じグループ内の県が直ちに支援を行うこととしており、本県は、島根県と山口県がカウンターパート県になっております。この協定の実効性を確保するため、毎年の会議や訓練の視察などを通じて、顔の見える関係を構築しておりますほか、山口県とは、防災担当課との人事交流も行なっているところです。

こうした取り組みを踏襲しつつ、新たなアクションプランが策定されたことを受けまして、今後は、島根県や秋田県とも、さらなる取り組みを進めてまいりたいと考えております。

具体的には、人事交流を検討いたしますほか、本県で実施する訓練への参加や受援体制の構築、本県への進出経路の検討などを考えております。これらの取り組みを通じて、島根県や秋田県からの応援職員の派遣や受け入れが円滑に運用できるよう、3県の連携を強化してまいります。

次に、避難所における要配慮者支援ガイドの改定について、お尋ねがございました。

南海トラフ地震が発生した際、避難所には障害や病気のある方、御高齢の方など、避難生活に配慮が必要な要配慮者も避難されます。

そのため、県では、避難所運営に携わる方が、要配慮者の特性や困りごとを理解し、必

要に応じて手助けできるよう対応方法などをまとめた支援ガイドを作成しております。

一方、議員から御提案がありました外国人については、昨年6月末時点で、県内在住者が6,300人を超える程度まで増加してきております。このことは、言葉の壁や文化習慣などへの配慮を踏まえ、支援ガイドへの追加が必要な状況になっていると考えられます。

このため、高知県国際交流協会などを通じて、県内在住の外国人から御意見もお伺いした上で、来年度中には、支援ガイドの改定を行ってまいります。

そのほか、多様な避難者への対応についても、新たに課題が見つかるなど、追加が必要な際には、適宜、支援ガイドに反映してまいります。

次に、広域避難所への資器材や備蓄品の事前整備について、お尋ねがございました。

南海トラフ地震が発生した際、津波や長期浸水などにより、避難所の数が不足する市町村においては、市町村域を超えた広域避難が必要となります。そのため、県と市町村で作成した広域避難計画では、資器材や備蓄品について、避難元となる市町村が避難者の移送の際などに持ち込むことを原則としております。

一方で、市町村間において、広域避難に関する個別協定が進んだことにより、避難先の候補となる施設へ、資器材などを事前に準備しておくことについても協議が進んでいます。

このことを踏まえて、広域避難計画については、必要となる資器材などをあらかじめ避難先に整備しておくことも可能とする内容で、来年度中には、改訂を行ってまいりたいと考えております。

加えて、広域避難所への資器材などの整備に当たっては、県の地域防災対策総合補助金が活用できることを、計画の改定にあわせて、改めて市町村に周知してまいります。

最後に、災害ケースマネジメントの実施計画の作成支援について、お尋ねがございました。

災害ケースマネジメントの取り組みは、県の手引きに基づき、市町村が実施計画の作成を進めることとしており、第6期行動計画でも位置づけるようにしております。

この行動計画に基づき、まずは、来年度に、県内6つの市町村で先行して、実施計画の作成に取り組み、その後、他の市町村にノウハウを横展開していくこととしております。

作成に当たっては、重層的な支援に向けて、市町村の部署を防災や福祉に限定するのではなく、全ての部署にかかわっていただきたいと考えております。このため、先行して作成を進める市町村においては、新たに参加する部署に、まずは災害ケースマネジメントの基本的な理解をしていただけるよう勉強会を開催してまいります。

また、市町村では、福祉担当部署を中心に、複雑化した生活課題を抱える方を、複数の支援機関が包括的に支援を行える体制づくりを進めていますので、この取り組みと連携をしていきたいと考えています。

具体的には、この包括的な支援体制に、弁護士や建築士といった専門家にも加わっていただき、市町村の職員と関係を築いていただくとともに、計画づくりに対してアドバイスをいただきたいと考えております。

こうした取り組みを行う中においては、総合防災対策推進地域本部の職員も、技術的なアドバイスを行い、実効性のある計画となるよう、市町村を支援してまいります。

◎子ども・福祉政策部長（西森裕哉君） まず、災害中間支援組織の検討状況や今後の見通しについて、お尋ねがございました。

災害中間支援組織は、被災地の多様なニーズに応じて専門性を発揮しながら支援活動を行うNPO等の受援を調整する組織であり、国の防災基本計画において、都道府県による育成強化が求められているものです。

他県では、災害支援活動を行っているNPOを中心に設置されていますが、本県にはこのようなNPOが見られません。このため、今年度から内閣府のモデル事業を活用して、本県における中間支援組織のあり方を関係機関とともに検討してまいりました。

その中で、高知県社会福祉協議会が構築に取り組んでいる県内NPO等の災害時のネットワークとこの災害中間支援組織との連携について、協議を進めてきたところです。その結果、県と県社協、ネットワークの中核団体が協働して、災害中間支援組織を運営することが適当ではないかといった方向性が見えてまいりました。

しかしながら、運営する人材の確保などの課題もあるため、次年度も内閣府のモデル事業を活用して、県内NPO等を対象とした研修を実施するなど、運営の中心となる人材の育成を進めます。あわせて、災害支援の実績がある専門性を持ったNPOとさまざまな機会を捉えて交流を重ね、発災時に円滑に連携できるよう顔の見える関係づくりに努めてまいります。

次に、要配慮者の避難対策の見直しに関する最終報告書に、福祉避難所退所後の対応や要配慮者に対応した仮設住宅の建設などの課題も盛り込むべきではないか、とのお尋ねがございました。

本県では、令和6年9月時点で、福祉避難所への想定避難者数1万5,403人に対し、248施設、1万584人分の福祉避難所が指定されています。

しかし、これらの指定避難者数や避難可能人数については、各市町村で考え方に差があることに加え、要介護度や障害種別など、要配慮者の特性ごとの分析も不十分な状況です。このため、特性にあわせた適切な避難先の確保や必要な支援の検討が十分にできておりません。

こうしたことから、有識者による検討会を立ち上げ、まず始めに想定される避難者の特性ごとの人数や福祉避難所の受け入れ可能人数の状況を詳細に分析してまいります。

次に、市町村において、こうした人数の精査を行い、さらに課題を整理した上で、具体的な避難対策を検討いただく予定です。

これらの検討には一定の時間がかかることが想定されますことから、本検討会では、まずは、令和8年度をめどに、適切な避難先の確保や必要な支援などについて報告書をいただきまして、議員から御指摘のありました福祉避難所退所後の対応などの視点については、引き続き、検討を重ねてまいります。

最後に、重度心身障害児・者医療費助成事業に精神障害のある方を含めることについて、関係者会議の検討を通じた助成制度の早期の実現について、お尋ねがございました。

精神障害のある方の厳しい状況については、昨年11月の第1回会議でも改めて当事者団体から実例をお聞きしており、助成制度導入に向けた検討を着実に進める必要があると考えております。

関係者会議の今後のスケジュールとしましては、3月に開催する第2回以降、おおよそ2カ月に1回のペースで、三、四回程度開催する予定としております。

この会議を通じて、助成対象の範囲などについて検討を重ねるとともに、制度導入に伴う財政負担の規模などについて、実施主体である市町村と合意形成を図り、今年中に制度改正案を取りまとめることを目指してまいります。

◎文化生活部長（池上 香君） 外国人の防災訓練への参加について、お尋ねがございました。

県内在住の外国人は年々増加しており、昨年6月末現在で6,300人を超え、今後さらにふえることが見込まれます。

こうした中、外国人の方々が安心して暮らすことができる環境づくりの一環として、近い将来に発生が予想されている南海トラフ地震に備え、地域の防災訓練に外国人の方々が参加することは大変重要であると考えています。

県内では、お話のありました下知地区のほか、例えば、土佐市宇佐地区で行われた防災訓練では、市が優しい日本語のチラシを作成し、管理団体や事業者を通じて配布することで、約20人の技能実習生の方が参加されたとお聞きしています。

また、安芸市川北地区では、地区の運動会や地域日本語教室などを通じて、日ごろから地域住民と在住外国人との交流が活発に行われていることが、外国人の方の防災訓練への参加につながったとお伺いしています。

県としましては、まずは、こうした先行事例を、市町村を対象にした出前防災講座や危機管理担当者会などの機会を通じて共有することで、各地域で外国人へのアプローチ方法などの検討が進むよう取り組んでまいります。

また、来年度は、地域住民と外国人との交流の場づくりなどに取り組む市町村への補助

制度を創設することとしており、こうした制度により外国人の防災訓練への参加促進を後押ししていきたいと考えています。

今後、南海トラフ地震への対応を含め、県内各地域で外国人の方々が安心して暮らせる環境整備を促進し、国籍にかかわらず、お互いが理解し、尊重し合える多文化共生社会が実現するよう、市町村と連携して取り組んでまいります。

◎土木部長（横地和彦君） まず、応急仮設住宅の建設候補地となる民有地の情報について、お尋ねがございました。

応急仮設住宅の民有地情報の把握につきましては、第5期高知県南海トラフ地震対策行動計画の目標であります460ヘクタールに対し、市町村と連携した取り組みによりまして、590ヘクタールの民有地情報を把握しております。

また、県内を大きく安芸、中央、高幡、幡多の4つの県域に分けた場合でも、各県域におきまして、必要となります用地面積の情報を把握しております。

一方で、応急仮設住宅の建設候補地の選定に当たりましては、災害リスクの有無に加えまして、電気・水道といったライフラインの供給の可否や建設資材の搬入の可否など、さまざまな要素を勘案して整備を進めていく必要がございます。現在、こうした災害リスクに加えまして、インフラ情報等の諸条件の情報を収集している段階にあります。

県といたしましては、これらの情報をもとに、応急仮設住宅にふさわしい候補地の優先順位づけを行い、少しでも安全性の高い用地を候補地として選定できるよう、引き続き、市町村と連携して取り組んでまいります。

次に、2階建ての仮設住宅の提供及び公的な住宅としても使えるものとしての検討について、お尋ねがございました。

仮設住宅を供給する際は、被災地の状況に応じて迅速かつ大量に供給し、避難所生活の早期解消を図ることに適しているプレハブ型や、建設に一定の時間は要するものの恒久的な使用に適している木造の仮設住宅など、それぞれの特徴を生かし適切に供給することが望ましいと考えております。

今回被災した石川県におきましては、議員からもお話がございましたように、従来のプレハブ型などの整備手法のほかにも、仮設住宅の入居期間終了後に公的住宅に転用することを基本とした2階建ての木造仮設住宅も整備されているということは承知しております。

県といたしましても、被災者の負担を少しでも軽減するために、被災後から安定して住まうことができる住宅を提供することは重要と考えております。

一方で、このような恒久的な使用には、その用地の災害リスク、ライフラインの整備状況に加えまして、用地に一定の広さがあること、継続的な使用が可能であることなどの諸条件を満たすことが必要であり、応急仮設住宅の整備よりも用地に対する制約が大きくな

ります。

こうした条件を満たす用地が確保できる場合には、2階建ての木造仮設住宅といった恒久的な使用も可能な住宅を、市町村が地域の実情を踏まえた上で選択できるよう、石川県の事例なども参考に、引き続き、研究してまいりたいと考えております。

◎林業振興・環境部長（西村光寿君） 再生可能エネルギーで県内消費電力のどれだけの割合を賄うことを目指していくのか、お尋ねがございました。

県内の再生可能エネルギーによる年間発電量は、2021年度末時点で37億6,700万kWhと推計されます。同じ年度の電力消費量は35億9,600万kWhであり、数値上で見れば発電量が消費量を上回っている状況でございます。

しかしながら、県内の再エネで発電した電力の多くは、現在、県外の電力会社などに売電されており、発電した電力が全て県内に供給されているわけではございません。

このため、自治体が参画する地域新電力会社の設立や安定的な経営を後押しすることで、再エネで生み出した電力を地域内で活用する仕組みを広げてまいります。

また、エネルギーの自給率向上には省エネの推進に加え、本県の豊かな自然資源を生かした再エネのさらなる導入拡大に取り組む必要もございます。そのため、来年度エネルギーの地消地産に資する新たな施策の検討に着手いたします。

これらの取り組みを着実に進めるとともに、技術革新なども積極的に取り入れ、将来的に県内消費電力をできる限り再生可能エネルギーで賄う姿を目指してまいりたいと考えています。

◎31番（坂本茂雄君） それぞれにありがとうございました。第2問をさせていただきたいと思えます。

1つは、4Sプロジェクトの代表的なプロジェクトと言われる、消防広域化の問題です。

これから、具体的には、先ほど言われたように、来年度からのあり方検討会で議論をしていくことによって、課題とかそういったものの、今想定しているもの以外にも課題が出てくるかもしれませんし、その課題を、じゃあ、どうやって解決していくのかというような議論につながると思うんですね。

例えば、議論の中でも出されていきました間接部門を集約して、それをいわゆる直接部門に充てていくというようなお話もありましたけれども、いわゆる間接部門と称させる業務を直接部門の消防職員が兼務で行っているという消防本部も結構あるわけですね。

じゃあ、そういうところで広域化によって捻出される余剰人員って、極めて限定的になるだろうというふうに思うわけで。そういった意味では、しかも、広域化によって新たな事務局業務も発生しますし、単に間接部門のスリム化による余剰人員が充てられるという

ことにも、なかなかかなりにくい。

さらには、その直接部門でも 15 消防本部で 2 交代制と 3 交代制の勤務が混在している中で、じゃあ、3 交代制にしていくのであれば、職員数を現在よりもふやさなければならぬとか。そんな課題ってたくさんあると思うんですね。現場の方は、そのことを一番心配されているだろうと思うんです。

ですから、今、知事を始め執行部が想定している以上に課題は大きいものがあるだろうと思うので、そこを、現場の声をしっかり聞いていくというような仕組みをぜひつくっていただきたいと思います。

例えば、さっき言われたように、あり方検討委員会に入れることができなければ、それでも、例えば、ヒアリングという形ではなくて、ワーキンググループに入れるとか、そういうふうなことでもできないのか。その辺について、もう 1 度ちょっと部長にお聞きしたいというふうに思います。

で、知事が提案説明の中で言われた、地域に必要な消防力を将来にわたって確保するためには、県内の常備消防組織を一本化することが最も有効と。最も有効とまで言い切られているわけです。そこまで言い切れるのかどうか。改めて、知事のお考え方をお聞きしたいと思います。

それと、知事あるいは部長からもお答えがあった精神障害者の方たちに対する医療助成制度の問題ですけれども、私、第 1 回の検討会も傍聴しました。第 2 回目の検討会もあるわけですけれども、知事が言われた他県の活用状況とか、そういったものも議論しながら、障害程度が論点になってくるだろうと言われてはいますが、逆に、他県で言えば、まだまだ障害程度による区分が残っているわけですね。

ただ、高知県は、今、他県と比べて残り 6 県全国で取り入れてないところなんです。今回それが取り入れようとするのであれば、まさに、ここに全国初、日本一の制度を取り入れてくださいよ、知事。笑ってますけどね。

結局、4 S プロジェクトで、全国初、日本一というのを目指すのであれば、こんな生きづらい県民が生きやすくなるような制度にこそ、全国初、日本一の制度を入れて、高知県はこういうこともしながら、また一方で、賢く縮小する上では県民に不安をもたらさないように議論していくんですよというような姿勢を示していただきたいというふうに思いますが、その辺について、知事のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

もう 1 つ、支援制度の関係で確かに言われましたように、自助の問題、保険の問題とか、あるいは、耐震化しておくというような問題が一方であるということなんですけど。ただ、この被災者生活再建支援法、先ほど言われた中規模半壊とか、そういったところへ拡大したのは最近ですけれども、この上限の 300 万円というのは 2004 年に引き上げられてから、それ以降、引き上げられてないんですよ。今の物価高の状況とかいうことを考えたら、当

然、もう引き上げられてもいいはずなんです。

さらに、そのことによって県の負担が心配であれば、その際に、あわせて制度の中で国の負担割合をふやしてもらおうような、そんなことも含めて要望をしていくというようなことがあるのではないかなというふうに思いますので、そのことも、知事にお聞かせいただきまして、第2問とします。

◎危機管理部長（三浦謙一君） 高知県消防職員協議会の参画ということでの御意見だと思います。

あり方検討会についてのお話なんですけれども、3つの3階層で検討していく。先ほどのお話であれば、下の端のワーキンググループに入れてくれないかという話での御質問だったかと思います。

その点ですけれども、基本的にあり方検討会というのは、消防広域化基本計画を策定するっていうところでの内容を練っていく、協議を進めるということで、基本的な概念としては考えています。

それと、もう1点。課題等について、例えば、お受けしたときに、直ちにその場でお答えが全てできるわけではないということもございますので、そういうことを考えますという形でQ&Aでお答えをすとかいうことも考えられると思います。

それと、1つの、これはなかなか難しい課題なんですけれども、1カ所入れると、どこまで入れるのかみたいな話も1つ大きな課題がございます。

こういった3つのことを総合的に考えて、やはり、御意見はしっかりと丁寧にお聞きしてお答えも丁寧にお答えをしていくということ考えたときに、やはり、意見を吸い上げる場というところで、別に設けたヒアリングの場で、できれば対応をしていきたいというふうに考えております。

◎知事（濱田省司君） 坂本議員の2問目の御質問にお答えいたします。

1点目が、消防の広域化で全県1本化が最も有効という考え方は変わりはないかということでございます。

これは極めてシンプルな話でございますが、今15ある消防本部を、段階的に統合を考えると選択肢があるんじゃないかという議論があります。

ただ、スケールメリットということを考えました場合には、今、お話ありましたように県内消防本部、大変小規模な本部多ございますので、できるだけ大きな形で束ねて、これを間接部門の集約をして、現場に回すということから考えますと、土俵は広ければ広いほうがいいという意味において、段階的に3分の1ずつということではなくて、例えば、全体を1本ということを実施するというのが1番有効ではないかと。段階的にやるというの

は、かえって統合についてのいろんなコストがかかりますので、コスト倒れになる可能性のほうがかなり高い。やるなら1本でやるということが一番スケールメリットが効くという意味で、現在でもそれは妥当していると、私としては思っております。

それから、2点目といたしまして、障害者医療助成制度についてであります。

既にお話ありましたように、他県におきましても、かなり一般化している制度ということでございますので、さまざまなそういった状況も勘案してということでございますが、これそのものは人口減少と直結する話ではございませんので、全国初とは必ずしも申しませんが、いろんなお話を聞く中で、専門家の知見等々、そういったことを踏まえながら、県において高知県独特の新しい問題があるというようなことが状況としてありましたら、それに応じてどういう新しいことを考えていくのかという視点でこれは検討していくべき問題ではないかというふうに考えます。

それから、3点目でございますが、被災者再建支援法の問題についてであります。

お話ありましたような物価に応じての変動ということはどうかということに関しましては、これはある意味、定期的に県で積み立てております基金の残高がどうかということから、積み増しが必要であるかないか、定期的に知事会において議論がされるということでもありますので、そうした中で議論をしていく問題ということだろうというふうに思います。

ただ、国との関係で申しますと、私といたしましては、特に東日本の大震災のように大規模な災害が起きまして、非常に多くの再建の需要があったというときには、これを国と県の折半のルールでいきますと、県の負担が多くなりますから、東日本の震災のときには国の負担割合を格段に上げたというような前例がございますので、こういった前例も踏まえて、特に大規模災害への対応ということを考えますと、国の負担割合を大幅にふやしまして、県の負担軽減を図るべきだと。この点はおかねて申し上げておいてありますし、お聞きしますと、国会で議員立法の形で改正を図るような動きもあるようでございますので、そうした局面におきまして、一義的には、特に、制度の大幅な充実ということであれば、国の財政負担を基本に検討されるべきだという立場から、ものを申し上げたいというふうに思っております。

◎31 番（坂本茂雄君）

もう時間がありませんので、一言だけ申し添えておきます。

この4Sプロジェクトにしても、この消防の県一広域化の問題にしても、さらには精神障害の方の医療費助成の問題にしても、現場の声、これを大事にしていきたい。そのことをお願いして、終わりにしたいと思います。ありがとうございました。